

第2 租税特別措置法関係通達(連結納税編)関係

平成15年2月28日付課法2-5ほか1課共同「租税特別措置法関係通達(連結納税編)の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 目 次

改 正 後	改 正 前
第1章 共通規定 第68条の2の2～第68条の3 ((共通事項) 関係)	第1章 共通規定 第68条の3～第68条の3の2 ((共通事項) 関係)
第2章 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例 第68条の9 ((試験研究を行った場合の法人税額の特別控除) 関係) 第1款 試験研究費の額 第2款 中小連結親法人 第3款 その他 第68条の10～第68条の36 ((共通事項) 関係) 第68条の10 ((エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係) 第68条の11 ((<u>中小連結法人が機械等</u> を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係) 第68条の12 ((<u>事業基盤強化設備</u> を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係) 第68条の13 ((沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除) 関係) 第68条の14 ((<u>沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等</u> を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係) 第68条の15 ((<u>情報基盤強化設備等</u> を取得した場合の特別償却又は法人税額の	第2章 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例 第68条の9 ((試験研究を行った場合の法人税額の特別控除) 関係) 第1款 試験研究費の額 第2款 中小連結親法人 第3款 その他 第68条の10～第68条の36 ((共通事項) 関係) 第68条の10 ((エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係) 第68条の11 ((<u>中小連結法人が機械等</u> を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係) 第68条の12 ((<u>事業基盤強化設備</u> を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係) 第68条の13 ((沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除) 関係) 第68条の14 ((<u>沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等</u> を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係) 第68条の15 ((<u>情報基盤強化設備等</u> を取得した場合等の特別償却又は法人税額

特別控除) 関係

第 68 条の 15 の 2 ((教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係)

第 68 条の 16 ((特定設備等の特別償却) 関係)

第 1 款 共通事項

第 2 款 公害防止設備

第 3 款 海洋運輸業等

第 68 条の 17 ((関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却) 関係)

第 68 条の 18 ((保全事業等資産の特別償却) 関係)

第 68 条の 19 ((地震防災対策用資産の特別償却) 関係)

第 68 条の 20 ((集積区域における集積産業用資産の特別償却) 関係)

第 68 条の 21 ((事業革新設備の特別償却) 関係)

第 68 条の 23 ((特定電気通信設備等の特別償却) 関係)

第 68 条の 26 ((再商品化設備等の特別償却) 関係)

第 68 条の 27 ((特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係)

第 68 条の 29 ((医療用機器等の特別償却) 関係)

第 68 条の 30 ((経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却) 関係)

第 1 款 収入金額基準及び資産価額基準

第 2 款 対象となる資産の範囲等

第 68 条の 31 ((障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等) 関係)

の特別控除) 関係

第 68 条の 15 の 2 ((教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係)

第 68 条の 16 ((特定設備等の特別償却) 関係)

第 1 款 共通事項

第 2 款 公害防止設備

第 3 款 海洋運輸業等

第 68 条の 17 ((関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却) 関係)

第 68 条の 18 ((保全事業等資産の特別償却) 関係)

第 68 条の 19 ((地震防災対策用資産の特別償却) 関係)

第 68 条の 20 ((特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別償却) 関係)

第 68 条の 21 ((事業革新設備の特別償却) 関係)

第 68 条の 23 ((特定電気通信設備等の特別償却) 関係)

第 68 条の 24 ((商業施設等の特別償却) 関係)

第 68 条の 25 ((製造過程管理高度化設備等の特別償却) 関係)

第 68 条の 26 ((再商品化設備等の特別償却) 関係)

第 68 条の 27 ((特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係)

第 68 条の 29 ((医療用機器等の特別償却) 関係)

第 68 条の 30 ((経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却) 関係)

第 1 款 収入金額基準及び資産価額基準

第 2 款 対象となる資産の範囲等

第 68 条の 31 ((障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>第 68 条の 32 (事業所内託児施設等の割増償却) 関係</p> <p>第 68 条の 34 (優良賃貸住宅の割増償却) 関係</p> <p>第 68 条の 35 (特定再開発建築物等の割増償却) 関係</p> <p>第 68 条の 36 (倉庫用建物等の割増償却) 関係</p> <p>第 68 条の 38 (植林費の損金算入の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 41 (準備金方式による特別償却) 関係</p> <p>第 3 章 連結法人の準備金等</p> <p>第 68 条の 43 ~ 第 68 条の 58 の 2 (共通事項) 関係</p> <p>第 68 条の 43 (海外投資等損失準備金) 関係</p> <p>第 68 条の 44 (金属鉱業等鉱害防止準備金) 関係</p> <p>第 68 条の 45 (特定災害防止準備金) 関係</p> <p>第 68 条の 48 (新幹線鉄道大規模改修準備金) 関係</p> <p>第 68 条の 50 (電子計算機買戻損失準備金) 関係</p> <p>第 68 条の 53 (使用済燃料再処理準備金) 関係</p> <p>第 68 条の 54 (原子力発電施設解体準備金) 関係</p> <p>第 68 条の 55 (保険会社等の異常危険準備金) 関係</p> <p>第 68 条の 56 (原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金) 関係</p> <p>第 68 条の 57 (関西国際空港整備準備金又は中部国際空港整備準備金) 関係</p> <p>第 68 条の 58 (特別修繕準備金) 関係</p> <p>第 68 条の 58 の 2 (社会・地域貢献準備金) 関係</p> <p>第 68 条の 59 (中小連結法人等の貸倒引当金の特例) 関係</p>	<p>第 68 条の 32 (農業経営改善計画を実施する法人の機械等の割増償却) 関係</p> <p>第 68 条の 34 (優良賃貸住宅等の割増償却等) 関係</p> <p>第 68 条の 35 (特定再開発建築物等の割増償却) 関係</p> <p>第 68 条の 36 (倉庫用建物等の割増償却) 関係</p> <p>第 68 条の 38 (植林費の損金算入の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 41 (準備金方式による特別償却) 関係</p> <p>第 3 章 連結法人の準備金等</p> <p>第 68 条の 43 ~ 第 68 条の 58 の 2 (共通事項) 関係</p> <p>第 68 条の 43 (海外投資等損失準備金) 関係</p> <p>第 68 条の 44 (金属鉱業等鉱害防止準備金) 関係</p> <p>第 68 条の 45 (特定災害防止準備金) 関係</p> <p>第 68 条の 48 (新幹線鉄道大規模改修準備金) 関係</p> <p>第 68 条の 50 (電子計算機買戻損失準備金) 関係</p> <p>第 68 条の 53 (使用済燃料再処理準備金) 関係</p> <p>第 68 条の 54 (原子力発電施設解体準備金) 関係</p> <p>第 68 条の 55 (保険会社等の異常危険準備金) 関係</p> <p>第 68 条の 56 (原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金) 関係</p> <p>第 68 条の 57 (関西国際空港整備準備金又は中部国際空港整備準備金) 関係</p> <p>第 68 条の 58 (特別修繕準備金) 関係</p> <p>第 68 条の 58 の 2 (社会・地域貢献準備金) 関係</p> <p>第 68 条の 59 (中小連結法人等の貸倒引当金の特例) 関係</p>
第 4 章 削 除	第 4 章 削 除

第5章 連結法人の鉱業所得の課税の特例

第68条の61（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）関係

第6章 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例

第68条の63（沖縄の認定法人の連結所得の特別控除）関係

第7章 連結法人である認定農業生産法人等の課税の特例

第68条の64（農業経営基盤強化準備金）関係

第68条の65（農用地等を取得した場合の課税の特例）関係

第8章 連結法人の交際費等の課税の特例

第68条の66（交際費等の損金不算入）関係

第1款 交際費等の範囲

第2款 損金不算入額の計算

第9章 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率

第68条の68（土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係

第1款 課税対象の範囲等

第2款 収益の額

第3款 原価の額

第4款 直接又は間接に要した経費の額等

第5章 連結法人の鉱業所得の課税の特例

第68条の61（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）関係

第6章 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例

第68条の63（沖縄の認定法人の連結所得の特別控除）関係

第7章 連結法人である農業生産法人の課税の特例

第68条の64（農用地利用集積準備金）関係

第68条の65（農用地等を取得した場合の課税の特例）関係

第8章 連結法人の交際費等の課税の特例

第68条の66（交際費等の損金不算入）関係

第1款 交際費等の範囲

第2款 損金不算入額の計算

第9章 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率

第68条の68（土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係

第1款 課税対象の範囲等

第2款 収益の額

第3款 原価の額

第4款 直接又は間接に要した経費の額等

改 正 後	改 正 前
第 5 款 適用除外関係	第 5 款 適用除外関係
第 6 款 その他	第 6 款 その他
第 68 条の 69 (短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係	第 68 条の 69 (短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係
第 1 款 課税対象の範囲等	第 1 款 課税対象の範囲等
第 2 款 収益の額	第 2 款 収益の額
第 3 款 原価の額	第 3 款 原価の額
第 4 款 直接又は間接に要した経費の額等	第 4 款 直接又は間接に要した経費の額等
第 5 款 適用除外関係	第 5 款 適用除外関係
第 6 款 その他	第 6 款 その他
第 10 章 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例	第 10 章 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例
第 68 条の 70～第 68 条の 85 の 3 (共通事項) 関係	第 68 条の 70～第 68 条の 85 の 3 (共通事項) 関係
第 68 条の 70～第 68 条の 73 (収用等の場合の課税の特例) 関係	第 68 条の 70～第 68 条の 73 (収用等の場合の課税の特例) 関係
第 1 款 収用等の範囲	第 1 款 収用等の範囲
第 2 款 補償金の範囲等	第 2 款 補償金の範囲等
第 3 款 圧縮記帳等の計算	第 3 款 圧縮記帳等の計算
第 4 款 収用証明書等	第 4 款 収用証明書等
第 68 条の 73 (収用換地等の場合の連結所得の特別控除) 関係	第 68 条の 73 (収用換地等の場合の連結所得の特別控除) 関係
第 68 条の 74 (特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除) 関係	第 68 条の 74 (特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除) 関係
第 68 条の 75 (特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除) 関係	第 68 条の 75 (特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除) 関係
第 68 条の 76 (農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除) 関係	第 68 条の 76 (農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除) 関係
第 68 条の 77 (資産の譲渡に係る特別控除額の特例) 関係	第 68 条の 77 (資産の譲渡に係る特別控除額の特例) 関係

第 68 条の 78 ~ 第 68 条の 80 ((特定の資産の買換えの場合等の課税の特例) 関係

第 1 款 対象資産の範囲等

第 2 款 事業の用に供したことの意義等

第 3 款 圧縮限度額の計算等

第 4 款 特別勘定

第 5 款 その他

第 68 条の 82 及び第 68 条の 83 ((大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例) 関係

第 68 条の 84 及び第 68 条の 85 ((認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例) 関係

第 68 条の 85 の 2 ((承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の課税の特例) 関係

第 68 条の 85 の 3 ((特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例) 関係

第 11 章 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例等

第 68 条の 88 ((連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例) 関係

第 1 款 特殊の関係

第 2 款 比較対象取引

第 3 款 独立企業間価格の算定

第 4 款 利益分割法の適用

第 5 款 取引単位営業利益法の適用

第 6 款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格算定方法の適用

第 68 条の 78 ~ 第 68 条の 80 ((特定の資産の買換えの場合等の課税の特例) 関係

第 1 款 対象資産の範囲等

第 2 款 事業の用に供したことの意義等

第 3 款 圧縮限度額の計算等

第 4 款 特別勘定

第 5 款 その他

第 68 条の 82 及び第 68 条の 83 ((大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例) 関係

第 68 条の 84 及び第 68 条の 85 ((認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例) 関係

第 68 条の 85 の 2 ((承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の課税の特例) 関係

第 68 条の 85 の 3 ((特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例) 関係

第 11 章 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例

第 68 条の 88 ((連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例) 関係

第 1 款 特殊の関係

第 2 款 比較対象取引

第 3 款 独立企業間価格の算定

第 4 款 利益分割法の適用

第 5 款 取引単位営業利益法の適用

第 6 款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格算定方法の適用

改 正 後	改 正 前
<p>第 7 款 申告調整等</p> <p>第 8 款 国外移転所得金額の取扱い等</p>	<p>第 7 款 申告調整等</p> <p>第 8 款 国外移転所得金額の取扱い等</p>
<p>第 12 章 連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例</p> <p>第 68 条の 89 (連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例) 関係</p>	<p>第 12 章 連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例</p> <p>第 68 条の 89 (連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例) 関係</p>
<p>第 13 章 連結法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例</p> <p>第 68 条の 90 ~ 第 68 条の 93 (連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例) 関係</p> <p><u>第 68 条の 93 の 6 ~ 第 68 条の 93 の 9 (特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例) 関係</u></p>	<p>第 13 章 連結法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例</p> <p>第 68 条の 90 ~ 第 68 条の 93 (連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例) 関係</p>
<p>第 14 章 連結法人のその他の特例</p> <p>第 68 条の 94 (鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 95 (特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 99 (社会保険診療報酬の所得計算の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 102 (転廃業助成金等に係る課税の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 102 の 2 (中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 103 (特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 105 の 2 (連結法人の組合事業等による損失がある場合の課税の特例) 関係</p>	<p>第 14 章 連結法人のその他の特例</p> <p>第 68 条の 94 (鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 95 (特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 99 (社会保険診療報酬の所得計算の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 102 (転廃業助成金等に係る課税の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 102 の 2 (中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 103 (特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 105 の 2 (連結法人の組合事業等による損失がある場合の課税の特例) 関係</p>

第 68 条の 108 (特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例) 関係 第 68 条の 109 (経営革新計画を実施する連結親法人である中小企業者に対する 特定同族会社の特別税率の不適用) 関係	第 68 条の 108 (特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例) 関係 第 68 条の 109 (経営革新計画を実施する連結親法人である中小企業者に対する 特定同族会社の特別税率の不適用) 関係
---	---

二 第 68 条の 2 の 2 ~ 第 68 条の 3 (共通事項) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>第 68 条の 2 の 2 ~ 第 68 条の 3 (共通事項) 関係</p> <p>(連結事業年度における共通規定の適用)</p> <p>68 の 2 の 2 ~ 68 の 3(共) - 1 措置法第 68 条の 2 の 2、第 68 条の 2 の 3 及び第 68 条の 3.....<u>合併、分割又は株式交換</u>.....</p>	<p>第 68 条の 3 ~ 第 68 条の 3 の 2 (共通事項) 関係</p> <p>(連結事業年度における共通規定の適用)</p> <p>68 の 3 ~ 68 の 3 の 2(共) - 1 措置法第 68 条の 3 及び第 68 条の 3 の 2.....<u>合併又は分割</u>.....</p>

三 第 68 条の 10 ~ 第 68 条の 36 (共通事項) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(特定設備等の特別償却の計算)</p> <p>68 の 10 ~ 68 の 36(共) - 1</p> <p>.....<u>第 68 条の 23、第 68 条の 24、第 68 条の 26、第 68 条の 27</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</p> <p>68 の 10 ~ 68 の 36(共) - 2</p> <p>.....<u>第 68 条の 23、第 68 条の 24、第 68 条の 26、第 68 条の 27</u>.....</p> <p>.....</p>	<p>(特定設備等の特別償却の計算)</p> <p>68 の 10 ~ 68 の 36(共) - 1</p> <p>.....<u>第 68 条の 23 から第 68 条の 27 まで</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</p> <p>68 の 10 ~ 68 の 36(共) - 2</p> <p>.....<u>第 68 条の 23 から第 68 条の 27 まで</u>.....</p> <p>.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(適格合併等があった場合の特別償却等の適用)</p> <p>68 の 10 ~ 68 の 36 (共) - 4</p> <p>.....<u>第 68 条の 23、第 68 条の 24、第 68 条の 26、第 68 条の 27</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(注) 1</p> <p>2</p> <p>(被合併法人等が有する繰越税額控除限度超過額)</p> <p>68 の 10 ~ 68 の 36 (共) - 5</p> <p>.....<u>第 68 条の 11 第 4 項、第 68 条の 12 第 4 項、第 68 条の 13 第 3 項、第 68 条の 14 第 4 項又は第 68 条の 15 第 4 項</u>.....</p>	<p>(適格合併等があった場合の特別償却等の適用)</p> <p>68 の 10 ~ 68 の 36 (共) - 4</p> <p>.....<u>第 68 条の 23 から第 68 条の 27 まで</u>.....</p> <p>(注) 1</p> <p>2</p> <p>(被合併法人等が有する繰越税額控除限度超過額)</p> <p>68 の 10 ~ 68 の 36 (共) - 5</p> <p>.....<u>第 68 条の 11 第 5 項、第 68 条の 12 第 5 項、第 68 条の 13 第 3 項、第 68 条の 14 第 5 項又は第 68 条の 15 第 5 項</u>.....</p>

四 第 68 条の 10 (エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p> <p>68 の 10 - 9 <u>措置法第 68 条の 10 第 7 項</u>.....</p> <p>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</p> <p>68 の 10 - 10 <u>措置法第 68 条の 10 第 9 項及び第 10 項</u>.....<u>68 の 9 (3) -</u> <u>4</u>.....</p>	<p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p> <p>68 の 10 - 9 <u>措置法第 68 条の 10 第 6 項</u>.....</p> <p>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</p> <p>68 の 10 - 10 <u>措置法第 68 条の 10 第 8 項及び第 9 項</u>.....<u>68 の 9 (3) -</u> <u>5</u>.....</p>